第２次春日那珂川水道企業団地球温暖化対策実行計画策定業務委託仕様書

（目的）

第１条　本業務は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づいて、平成19年３月に策定した「春日那珂川水道企業団地球温暖化対策実行計画」の改定を目的とする。そのために、地球温暖化対策に係る政策動向の整理、対象施設・対象とする事務事業の整理、温室効果ガス削減目標達成状況の点検・評価、具体的な取組の実施状況調査を行った上で、見直し計画案を作成するものである。

（適用）

第２条　本仕様書は「第２次春日那珂川水道企業団地球温暖化対策実行計画策定業務委託」に適用するものとする。

（作業計画）

第３条　受託者は、業務遂行に当たって着手前に作業計画に関する提出書類について協議しなければならない。

（連絡・協議）

第４条　受託者は、業務遂行に当たって密接に本企業団と連絡をとり、本企業団の意向を的確に把握しなければならない。

（必要資料の貸与）

第５条　本企業団の所有している資料のうち、本業務に必要な資料は貸与する。貸与を受けた資料は丁寧に取り扱い、業務完了後は速やかに返納しなければならない。また、貸与を受けた資料及び業務の成果は、発注者の許可なく外部に漏らしてはならない。

（完了検査）

第６条　完了検査を受ける場合は、あらかじめ成果品と関係資料を準備し、審査を受けなければならない。

（疑義）

第７条　仕様書に関する疑義については、着手前に明確にしておくものとする。着手後疑義が生じた場合は、両者協議を行い、発注者の指示に従うものとする。

（履行期間）

第８条　履行期間は、契約締結の翌日から令和６年３月22日までとする。

（業務概要）

第９条　本業務における業務概要は次のとおりとする。

(1)　作業方針の検討

発注者と打合せし、具体的な作業内容を検討し、業務計画書を作成する。

(2)　地球温暖化問題に関する国内外の動向の整理

現計画策定後の地球温暖化問題に関する国内外の動向を整理する。

(3)　基礎的条件の整理

対象施設や対象とする事務事業の内容など基礎的条件を見直すとともに、上位計画や関連計画との位置づけを整理する。

(4)　温室効果ガス排出量の算定

発注者が提供する活動量データをもとに、平成25年度から令和４年度までの温室効果ガス排出量を算定する。

(5)　具体的な取組の実施状況調査

企業団内の全部署・全施設を対象に、省エネ・省資源につながる具体的な取組の実施状況及び今後の実施可能性を把握するための調査を実施する。調査は、庁内メール等を活用して事務局を通じて関係部署に調査票を配付・回収する方法で実施する。

(6)　計画内容の検討

(2)から(5)の結果を踏まえ、計画の内容（温室効果ガス削減目標、具体的な取組、計画の進行管理手法）を見直す。

(7)　計画書の作成

計画内容の検討結果を踏まえて地球温暖化対策実行計画の素案を作成し、春日那珂川水道企業団地球温暖化対策実行計画策定委員会に諮り、その最終意見を踏まえて計画書を作成する。

(8)　地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPPS）　の導入支援

温室効果ガス総排出量の算定・管理の支援等のために、環境省が開発・推奨している「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPPS）」の導入を支援する。

(9)　実行計画策定委員会

計画の内容を検討するための春日那珂川水道企業団地球温暖化対策実行計画策定委員会を２回程度開催し、意見を集約する。

(10)　打合せ・協議

打合せ・協議は３回程度を予定しているが、業務進捗に合わせ、適宜実施するものとする。

（成果品）

第１０条　本業務の成果品は次のとおりとする。

・第２次春日那珂川水道企業団地球温暖化対策実行計画書　２部

・第２次春日那珂川水道企業団地球温暖化対策実行計画書　電子データ一式